

## 議案第 13 号

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例（平成 26 年おいらせ町条例第 11 号）の一部  
を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

### 提案理由

第 7 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改  
革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律  
第 25 号））による就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提  
供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、  
引用条項の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

おいらせ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年おいらせ町条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第９項」を「同条第１１項」に改める。

附 則

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。